

「土地改良施設維持管理適正化事業事務処理細則」

(趣旨)

第1条 本会は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知)に基づく事業を円滑に推進するため、同実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知)、施設構造改善対策業施要領(昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林省構造改善局長通知)及び安全管理施設整備対策事業実施要領(平成29年3月31日付け28農振第2155号農林水産省農村振興局長通知)、その他農林水産省関係通達ならびに全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款及び北海道土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款(以下「約款」という。)等に基づく事務処理について、その細則をこの規定に定める。

(予算の概算要求:翌年度の要望量報告)

第2条 本会は、新たに整備補修事業及び防災減災機能等強化事業を実施しようとする土地改良区等(適正化事業加入土地改良区等で新たに当該事業の対象とする土地改良施設を追加しようとするものを含む。)があるときは、当該土地改良区等の要望をとりまとめて、「新規事業実施要望額(予算要求調書)」を当該事業に係る資金拠出を開始しようとする年度の前年度の5月末日(全土連が別に期日を定めた場合は、その期日)までに全土連に申出るものとする。

(事業実施計画の協議)

第3条 本会は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号構造改善局長通知。以下「要領」という。)7に定める毎年度の事業実施計画の策定にあたっては、全土連から示された目標額を基準として行うものとする。

2 前項の実施計画については、前年度の2月末日までに道、農村振興局及び全土連と協議するものとする。

(新規拠出金目標額の設定及び通知)

第4条 本会は、全土連から新たに拠出を開始すべき目標額の通知を受けた場合は、土地改良区等ごとに拠出しようとする資金の額(事業費分)を決定し、別紙第3号様式により通知するものとする。

(新規拠出金の拠出申込等)

第5条 当該土地改良区等は、前条の通知を受けた場合には、約款第3条の規定による適正化資金の拠出申込み(事業費)を別紙第4号様式により本会に提出するものとする。

2 前項の拠出申込みについては、要綱第4の3に基づき、包括して知事の承認を得るものとする。

3 本会は、前項の知事の承認を得た場合には、全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化事業事務処理細則(以下「全土連細則」という。)第7条に定める様式により資金の拠出申込書を全土連に提出するものとする。

4 本会は、前項の拠出申込みに対して、全土連から拠出金額(事業費)の決定通知を受けた場合には、別紙第5号様式により当該土地改良区等に通知するものとする。

(財政融資資金に係る利息相当額の通知)

第6条 整備補修事業(連携管理保全型)及び防災減災機能等強化事業については、全土連から前条第4項に基づく拠出金額(事業費)とは別に、財政融資資金貸付金利に基づく拠出金額(利息相当)の決定通知を受けた場合は、別紙第16号様式により当該土地改良区等に通知するものとする。

2 当該土地改良区等は、前項の拠出金額(利息相当)を通知された際、拠出について承諾する場合は別紙第17号様式により、承諾書を本会に提出するものとする。

(交付金交付目標額の通知)

第7条 本会は、要領8による交付金交付目標額の通知を全土連から受けた場合は、別紙第11号様式により当該土地改良区等に通知するものとする。

(事業実施計画の変更)

第8条 第3条に基づき策定した事業実施計画につき、次の各号に掲げる変更がある場合は、要領7の(5)に定められる別紙様式第2の2、第3の2及び第4の2により、道、農村振興局及び全土連と協議を行い、事業実施計画を変更しなければならない。

(1) 交付対象施設の変更

(2) 整備補修又は施設整備内容の重要な変更

2 土地改良区等は第1項に掲げる変更があった場合は、別紙第6号様式により変更申請書を提出するものとする。

3 土地改良区等交付団体の名称に変更があった場合は、別紙第7号様式により変更届を提出するものとする。

4 土地改良区等は第1項及び第2項に掲げる変更以外の変更があった場合は、別紙第8号様式により本会に変更届を提出するものとする。

5 土地改良区等は前項の規定に係わらず緊急整備補修を実施する必要がある場合には、別紙第9号様式により緊急整備補修申請書を提出するものとする。

6 本会は、第1項の協議につき同意があった場合は、別紙第10号様式により土地改良区等に通知するものとする。

(拠出金(利息相当額を含む)を拠出する旨の通知)

第9条 当該土地改良区等は約款第4条に基づき、拠出金(整備補修事業(連携管理保全型)及び防災減災機能等強化事業については、財政融資資金貸付金利に基づく利息相当額を含む)を拠出する旨の通知を別紙第12号様式により本会に提出するものとする。

2 前項の拠出金額及び利息相当額については、要綱第4の3に基づき、知事の承認を得るものとする。

(賦課金の賦課請求)

第10条 本会は、約款第4条の拠出金に係る賦課金、財政融資資金貸付金利に基づく利息相当額及び約款第10条の事務費に係る賦課金の賦課請求については、別紙第14号様式により行うものとする。

(賦課金の納付等)

第11条 当該土地改良区等は、前条による賦課請求に基づき同条の賦課金を別に定める期日までに本会に納入するものとする。

(交付金の交付申請)

- 第12条 要綱第6の1及び第6の2による当該土地改良区等の本会への交付申請は、要領9の(1)に定められる様式によるものとする。
- 2 要綱第6の3による本会の全土連への交付金申請は、全土連細則第12条に定められる様式によるものとする。
- 3 前項の申請は、分割することができるものとするが、原則、全土連が別に定める期日に合わせて提出するものとする。
- 4 交付金の交付申請の額は、本会から通知した交付金目標額をこえることができない。

(交付金の交付決定)

- 第13条 本会は、要綱第6の4による交付金の交付決定の通知を全土連から受けた場合には、要綱第6の5に基づき道と協議の上、別紙第15号様式により当該土地改良区等に交付金の交付決定をするものとする。

(交付金の交付決定前の着手)

- 第14条 事業は、原則として第13条の交付金の交付決定後に着手するものとする。
- ただし、事業の効果的な実施を図るため、交付金の交付決定前に事業に着手する場合には、土地改良区等は、予め、別紙第19号様式の交付金の交付決定前着手届にその理由を明記し、本会あてに提出するものとする。

(請負契約等の経過報告)

- 第15条 当該土地改良区等は、請負契約等を締結したときは、別紙第20号様式による経過報告書を本会に提出するものとする。

(工事完了届及び交付金の交付請求)

- 第16条 当該土地改良区等は、工事が完了したときは、要領9の(3)により、別紙第21号様式による工事完了届及び約款第8条に定める様式による交付金請求書を本会に提出するものとする。

(竣工検査)

- 第17条 前条の届出があった場合には、土地改良区機能強化支援事業で配置された管理専門指導員が検査を行い、別紙第22号様式による竣工検査報告書を本会に提出するものとする。

(交付金の交付請求)

- 第18条 本会は、前条の竣工検査報告書が提出された場合には、要綱第6の6による請求書を全土連細則第15条の1に定める様式により、全土連に提出するものとする。
- 2 前項の請求は、事業実施の実態に応じて、事業実施者ごとに分割することができるものとする。

(交付金の交付通知)

- 第19条 本会は、要綱第5の2により交付金を当該土地改良区等に交付した場合には、その旨を別紙第23号様式により通知するものとする。

(収支状況の報告)

- 第20条 当該土地改良区等は、別紙第24号様式により事業実施の翌年度の4月10日までに収支状況報告書を本会に提出するものとする。

(実施結果の報告)

第21条 本会は、要綱第11の1の規定に基づき、要領13の(1)に定める様式により(施設改善特別対策事業にあつては、施設改善対策事業実施要領(昭和62年5月20日付62構改B第500号構造改善局長通知。)6に定める様式を加えて)事業実施の翌年度の4月末日までに道及び全土連に報告するものとする。

(帳簿類の調整整理)

第22条 本会は、次の帳簿を調整し、常時整理しておくものとする。

(1)整備補修事業及び防災減災機能等強化事業拠出金台帳

(2)防災減災機能等強化事業会計の収支・支払関係帳簿

(整備補修事業(連携管理保全型))

第23条 整備補修事業(連携管理保全型)に係る様式は、別記1によるものとする。

(防災減災機能等強化事業)

第24条 防災減災機能等強化事業に係る様式は、別記2によるものとする。

(整備補修事業(一般型))

第25条 整備補修事業(一般型)に係る様式は、別記3によるものとする。

(施設改善対策事業)

第26条 施設改善対策事業に係る様式は、別記4によるものとする。

(安全管理施設整備対策事業)

第27条 安全管理施設整備対策事業に係る様式は、別記5によるものとする。

(安全管理施設整備対策事業緊急整備補修)

第28条 安全管理施設整備対策事業緊急整備補修に係る様式は、別記6によるものとする。

附則

この事務処理細則は、平成1年10月1日から実施する。

附則

変更後の事務処理細則は、平成24年4月1日から実施する。

附則

変更後の事務処理細則は、平成26年4月1日から実施する。

附則

変更後の事務処理細則は、令和4年5月10日から実施する。

附則

変更後の事務処理細則は、令和5年6月12日から実施する。

附則

変更後の事務処理細則は、令和8年4月1日から実施する。